

来日すぐSIM通信約款

ソフィアデジタル株式会社

2026年 8月

目 次

第 1 章 総 則	1
第 1 条 (約款の適用)	1
第 2 条 (約款の変更)	1
第 3 条 (用語の定義)	1
第 2 章 モバイル通信サービスの種類	2
第 4 条 (モバイル通信サービスの種類)	2
第 3 章 利用契約	2
第 5 条 (契約の単位)	2
第 6 条 (特約および適用の除外)	2
第 7 条 (利用契約の申込)	3
第 8 条 (利用契約の成立)	3
第 9 条 (電話番号の付与)	3
第 10 条 (利用契約の開始日)	3
第 11 条 (利用契約の契約期間)	3
第 12 条 (利用権の譲渡)	4
第 13 条 (利用契約者の名称等に関する変更の届出)	4
第 14 条 (地位の承継)	4
第 15 条 (利用契約者が行う利用契約の全部または一部の解約)	5
第 16 条 (当社が行う利用契約の解除)	5
第 4 章 端末機器	6
第 17 条 (当社端末機器の販売)	6
第 18 条 (当社端末機器の引渡し)	6
第 19 条 (当社端末機器の所有権および危険負担)	6
第 20 条 (当社端末機器の担保責任)	6
第 21 条 (当社端末機器の保証)	6
第 22 条 (当社端末機器の滅失および破損等)	7
第 23 条 (端末機器に係る利用契約者の義務等)	7
第 5 章 SIMカード	7
第 24 条 (SIMカードの貸与)	7
第 25 条 (SIMカードにかかる利用契約者の義務)	7
第 26 条 (SIMカードの返還)	7
第 27 条 (端末機器に関する規定の準用)	7
第 6 章 利用の中断および利用の停止	8
第 28 条 (利用の中断)	8
第 29 条 (利用の停止)	8
第 7 章 通 信	8
第 30 条 (通信区域)	8
第 31 条 (通信利用の制限)	9
第 32 条 (通信時間等の制限)	9
第 33 条 (禁止事項)	9
第 8 章 料 金	10
第 34 条 (料金)	10
第 35 条 (日割り計算等)	10
第 36 条 (料金等の支払義務)	10
第 37 条 (料金の請求および支払)	11
第 38 条 (割増金)	11
第 39 条 (延滞利息)	11

第 40 条	(端数処理)	11
第 9 章	保 守	12
第 41 条	(当社の維持責任)	12
第 42 条	(保証の限界)	12
第 10 章	損害賠償等	12
第 43 条	(利用不能による損害)	12
第 44 条	(利用から派生した損害)	12
第 11 章	雑 則	13
第 45 条	(協定事業者との契約)	13
第 46 条	(秘密保持)	13
第 47 条	(個人情報の取り扱い)	13
第 48 条	(他の電気通信事業者への情報の通知)	14
第 49 条	(分離性)	14
第 50 条	(管轄裁判所)	14

別紙1	モバイル通信回線サービス（音声サービス付）	15
別紙第1条	（利用契約の申込）	15
別紙第2条	（利用権の譲渡）	15
別紙第3条	（地位の承継）	15
別紙第4条	（利用契約期間中の契約者確認）	15
別紙第5条	（音声オプションサービス）	15
別紙第6条	（利用契約の契約期間）	16
別紙第7条	（利用契約者が行う利用契約の全部または一部の解約）	16
別紙第8条	（利用の停止）	16
別紙第9条	（モバイル通信回線サービス（音声サービス付）の利用の一時中断）	16
別紙第10条	（料金）	17
別紙第11条	（日割り計算等）	17
別紙第12条	（料金の請求および支払）	17
別紙第13条	（他の電気通信事業者への情報の通知）	17
別紙第14条	（モバイル通信回線サービス（音声サービス付）固有の禁止事項）	17
別紙第15条	（国際電気通信事業者等への情報の通知）	18
別紙2	モバイル通信回線サービス（SMSサービス付）	19
別紙第1条	（モバイル通信回線サービス（SMSサービス付）の利用の一時中断）	19
別紙第2条	（料金）	19
別紙第3条	（日割り計算等）	19
別紙第4条	（料金の請求および支払）	19

第1章 総 則

第1条 （約款の適用）

ソフィアデジタル株式会社（以下「当社」といいます）は、弊社の提供する 来日すぐSIM利用約款（以下「本約款」といいます）を以下の通り定め、これにより本サービスを提供します。

利用契約者が、モバイル通信回線サービス（音声サービス付）の利用契約の申込を行い、これを利用するときは、本約款の内容に追加して、別紙1に規定する内容に従うこととします。利用契約者が、モバイル通信回線サービス（SMSサービス付）の利用契約の申込を行い、これを利用する時は、本約款の内容に追加して、別紙2に規定する内容に従うこととします。

第2条 （約款の変更）

当社は、以下の場合に、当社の裁量により、本約款または本約款で規定する関連規定を変更することができるものとし、利用契約者および当社は変更後の約款に拘束されるものとしします。

(1)約款の変更が、利用契約者の一般の利益に適合するとき。

(2)約款の変更が、利用契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
この場合、変更の効力発生日は、当社が、変更後の約款について、利用契約者が一般的に閲覧できる場所（例：当社ホームページ）へ掲示した日から30日後とし、利用契約者は当該変更の効力発生日以降にモバイル通信サービスを利用したことをもって変更後の約款の内容を承諾したものとみなします。変更の効力発生日以後は、モバイル通信サービスの提供条件は変更後の約款によります。

第3条 （用語の定義）

この約款において使用する用語の意味は、次の通りとします。

用 語	用 語 の 意 味
モバイル通信サービス	協定事業者のワイヤレス通信ネットワークを利用し、顧客の課題や要望に応えたモバイル通信を利用契約者に対して提供するデータ通信、音声通信及びSMSその他これらに付随する通信サービス
モバイル通信回線サービス	当社が、協定事業者の無線基地局設備と利用契約者が保有する端末機器(当社所定の方法により接続された端末機器)との間に、電気通信回線を設定して提供するモバイル通信サービス
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
音声サービス	回線交換方式による音声通信サービス
音声オプションサービス	音声サービスに関するオプションサービス(詳細は別途書面において定めます)
SMSサービス	ショートメッセージサービスの機能を提供するサービス
利用契約	利用契約者と当社の間で締結するモバイル通信サービスの提供に係る契約
協定事業者	当社と相互接続協定その他の契約を結んだ電気通信事業者
相互接続点	当社の電気通信設備と協定事業者と電気通信設備との接続点
利用契約者	当社と利用契約を締結している者

端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号）で定める種類の端末設備の機器
当社端末機器	当社が利用契約者に販売する端末機器
SIMカード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がモバイル通信サービスの提供のために利用契約者に貸与するもの
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および、同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額
ユニバーサルサービス料金	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
電話リレーサービス	聴覚や発話に困難のある方（以下「聴覚障害者等」といいます）と聴覚障害者等以外の者との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につなぐサービス
電話リレーサービス料	電話リレーサービスの月額料金は、法令に基づき当社が利用契約者に請求する負担金相当額

第 2 章 モバイル通信サービスの種類

第 4 条 （モバイル通信サービスの種類）

モバイル通信サービスの種類は以下の通りとし、その内容および条件は当社が別途定めるものとします。

(1) モバイル通信回線サービス

当社が提供するモバイル通信回線サービスは、データ通信サービス、音声サービスおよびSMSサービスを含むものとします。

当社モバイル通信サービスはベストエフォート方式です。通信速度はご利用の環境、ネットワークの混雑状況に応じて異なります。

第 3 章 利用契約

第 5 条 （契約の単位）

当社は、原則として 1 回線ごとに、1 のモバイル通信サービスに係る利用契約を締結するものとします。

第 6 条 （特約および適用の除外）

当社は、別途特約を定めることがあります。この場合、その特約はこの約款と一体になり、同様の効力を有します。特約に特段の定めがある場合は、その定めは本約款に優先して適用されます。

第 7 条 （利用契約の申込）

1. 利用契約者は、利用契約の申込をするときは、当社所定のWeb申込サイトに必要事

- 項を入力し、当社所定の方法により申込みを行うものとします。
2. 利用契約者は、当社が指定する方法による事前の料金支払いおよび本人確認書類の提出または提示を行うものとします。
 3. 当社は、前項の完了をもって申込みの受付とします。
 4. 当社は、在留資格、滞在先その他当社が必要と認める事項を確認することができるものとします。

第8条 (利用契約の成立)

1. 当社は、利用契約の申込があったときは、当社所定の方法にてその申込を承諾します。ただし、次の場合にはその申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込人が、その申込にあたって虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
 - (2) 申込人が、モバイル通信サービスに係る料金またはその他当社に対する債務（以下「料金等」といいます）の支払を現に怠り、または怠るおそれがある場合。
 - (3) 申込人が反社会的勢力に該当する場合。なお、本約款において、「反社会的勢力」とは、暴力、威力または詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいいます。
 - (4) その他当社の業務の遂行上支障がある場合。
2. 当社が、利用契約者からの申込を承諾した場合、本約款および本約款、別紙、Web申込サイト上の申込内容および当社が個別に通知した条件にしたがってモバイル通信サービスに係る利用契約が成立します。Web申込サイト上の申込内容又は当社が個別に通知した条件が本約款と異なるときは、本約款に優先してその内容が適用されます。

第9条 (電話番号の付与)

1. 当社は、利用契約者に対し、モバイル通信回線サービスを利用するための電話番号を定め、1の契約回線に対して1つ付与します。ただし、当社が別途定める場合を除きます。
2. 利用契約者は、モバイル通信回線サービスを利用するための電話番号の変更を請求することはできません。
3. 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、モバイル通信回線サービスの電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを利用契約者に通知します。

第10条 (利用契約の開始日)

モバイル通信サービスの利用契約の開始日は、利用契約者が当社所定のWeb申込サイトにより申込みを行い、当社が指定する方法による事前の料金支払いおよび本人確認の完了を当社が確認した日とします。

第11条 (利用契約の契約期間)

1. モバイル通信サービスの利用契約期間は、1か月単位とし、利用契約の開始日から当該月の末日までとします。以後は、利用契約者に対し、利用希望月の前月8日まで（当社が別途定める場合を除きます。）に登録されたメールアドレス宛に利用料金

の支払い案内を通知し、当社において当該料金の支払いが確認された場合に限り、翌月末日まで契約が更新されるものとします。

2. モバイル通信回線サービス（音声サービス付）については、最低利用期間を利用開始月の翌月末日までとします。なお、最低利用期間に満たずに利用契約が終了した場合であっても、既に支払われた料金（（当社が別途定める場合を含みます。））については返金しないものとします。

第 12 条 （利用権の譲渡）

1. 利用契約者は、利用契約に基づく一切の権利（以下「利用権」といいます。）を、当社の事前の承諾なく、第三者に譲渡、貸与または承継させることはできないものとします。
2. 利用契約者が前項に反して利用権の譲渡等を行った場合、当社は何らの催告なく利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、当該利用契約に基づき既に支払われた料金は返金しないものとします。

第 13 条 （利用契約者の名称等に関する変更の届出）

利用契約者は、名称、所在地または請求書の送付先に変更があったときは、当社所定の方法（原則としてWeb申込サイトまたは当社が指定する電子的手段）により速やかに当社に届出るものとします。

第 14 条 （地位の承継）

1. 利用契約者について合併または分割があったときは、合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人または分割により営業を承継する法人は、利用契約者の地位を承継します。ただし、当社が別途承諾した場合を除きます。
2. 利用契約者の地位を承継した者は、速やかに利用契約者の地位を承継したことを証する書面（当社が別途定める方法を含みます。）を添えて、その旨を当社に届出るものとします。
3. 当社は、第16条に規定する場合に加え、次に該当する場合には、利用契約を解除することがあります。
 - (1) 利用契約者がその地位の承継について虚偽の届出を行ったことが判明した場合。
 - (2) 利用契約者の地位を承継した者が、モバイル通信サービスに係る料金等の支払を現に怠り、またはこれを怠るおそれがある場合。
 - (3) 利用契約者の地位を承継した者が反社会的勢力に該当する場合。
 - (4) その他、当社の業務の遂行上支障がある場合。

第 15 条 （利用契約の解約）

1. 本サービスの利用契約は、1か月単位とし、利用契約者が翌月利用分の料金を当社所定の期日までに支払わない場合、当該月の末日をもって自動的に終了するものとします。
2. 利用契約者は、翌月以降の利用を希望しない場合、前項の支払いを行わないことにより解約となるものとし、別途解約手続を要しないものとします。
3. 前項により利用契約が終了した場合、当該契約に係る電話番号は失効し、再度利用す

ることはできないものとします。また、この場合において既に支払われた料金は返金しないものとします。

4. 利用契約の終了後であっても、利用契約者は本サービスの利用に関連して発生した債務について支払義務を負うものとします。

第 16 条 （当社が行う利用契約の解除）

1. 当社は、第28条（利用の停止）第1項に基づきモバイル通信サービスの利用を停止された利用契約者が、同条第1項に該当する事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。
2. 当社は、利用契約者が第28条第1項に該当し、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、モバイル通信サービスの利用停止を行うことなく、直ちに利用契約を解除することがあります。
3. 当社は、当社の責めに帰すべき事由によらず、モバイル通信サービスの提供が困難となった場合には、利用契約を解除することがあります。この場合において既に支払われた料金は返金しないものとします。
4. 当社は、前項の規定により利用契約を解除する場合には、あらかじめその旨を利用契約者に通知します。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、この限りではありません。なお、当社は、本条に基づく解除により利用契約者に生じた損害について責任を負わないものとします（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）。
5. 当社は、前各項のほか、利用契約者の行為または状況が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が合理的に判断した場合には、何らの催告を要することなく、直ちに利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。

第 4 章 端末機器

第 17 条 （当社端末機器の販売）

1. 当社は、利用契約者からの申込みに基づき、当社端末機器を利用契約者に販売します。当社端末機器の販売は、本サービスの提供に付随して行うものとします。
2. 利用契約者は、当社端末機器の費用について、当社が指定する方法（原則として前払いによる一括支払）により一括で支払うものとし、分割その他の方法による支払いはできないものとします。

第 18 条 （当社端末機器の引渡し）

1. 当社は、利用契約者に対し、当社端末機器を利用契約者の指定する日本国内の場所において引渡すものとします。
2. 当社端末機器の引渡しに係る運送の手配は当社が行い、引渡しに係る運送費等の諸費用は当社の負担とします。ただし、特別な費用が発生する場合は利用契約者と当社が協議のうえその費用負担を定めるものとします。また、当社が別途定める場合には、利用契約者は当該費用を負担するものとします。
3. 利用契約者が当社から当社端末機器の引渡しを受けた後 7 日以内（当社が別途定める場合を除きます。）に当社端末機器の規格、仕様、個数につき、利用契約の内容

に適合しないことを知りながら、その申し立てがなかった場合は、当社端末機器は申込書のとおり利用契約者に引渡されたものとします。

第 19 条 （当社端末機器の所有権および危険負担）

当社端末機器の所有権および危険負担は当社端末機器の引渡しをもって当社から利用契約者に移転するものとします。ただし、当社が別途定める場合を除きます。

第 20 条 （当社端末機器の担保責任）

1. 当社は、利用契約者に対し、当社端末機器の商品性もしくは利用契約者の使用目的への適合性その他について担保しません。
2. 利用契約者が、当社端末機器の引渡しを受けた後 7 日以内（当社が別途定める場合を除きます。）に、当社端末機器に不適合を発見した場合は、当社に対してその旨を連絡することにより、当該端末機器の交換または代金の全部もしくは一部の減額もしくは返還を請求することができます。
3. 当社は、利用契約者が当社端末機器以外の端末機器を使用した場合、モバイル通信サービスの利用を保証しません。また、これにより利用契約者に損害が生じた場合であっても、当社は責任を負わないものとします。

第 21 条 （当社端末機器の保証）

当社端末機器の引渡し日から 7 日以内に、利用契約者の責によらない事由により当社端末機器が正常に作動しない場合は、当社は無償で代替の当社端末機器を提供するものとします。ただし、当社は、当該端末機器に生じた不具合に関し、当該代替の提供をもってその責任を免れるものとします。

第 22 条 （当社端末機器の滅失および破損等）

当社端末機器が、当社の責によらない事由によって滅失、破損、故障した場合は、利用契約者は当社所定の方法により新たな当社端末機器を購入するものとします。ただし、第21条（当社端末機器の保証）に定める場合はこの限りではありません。また、この場合において既に支払われた料金は返金しないものとします。

第 23 条 （端末機器に係る利用契約者の義務等）

1. 利用契約者は、端末機器について次の事項を守らなければなりません。
 - (1) 天災事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるとき、または端末機器の保守・廃止のために必要があるときを除き、端末機器を取り外し、変更し、分解し、または損壊し端末機器に線条その他の導体等を接続しないこと。
 - (2) 故意に契約回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
2. 当社は、利用契約者が、当社端末機器または当社が指定する端末機器以外の機器においてモバイル通信サービスを利用することについて保証しません。また、これにより利用契約者に損害が生じた場合であっても、当社は責任を負わないものとします。

第5章 SIMカード

第24条 (SIMカードの貸与)

当社は、モバイル通信サービスの利用契約者に対し、SIMカードを貸与します。利用契約者は、SIMカードについて所有権を取得するものではなく、当社から貸与を受けるものであることをあらかじめ承諾するものとします。

第25条 (SIMカードにかかる利用契約者の義務)

1. 利用契約者は、貸与を受けているSIMカードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 利用契約者は、SIMカードについて盗難または紛失があった場合、当社所定の方法により速やかに当社に届け出るものとします。
3. 利用契約者は、SIMカードを紛失（盗難による紛失を含みます）した場合または破損した場合、当社所定の方法により定める費用を当社に支払い再発行を受けるものとします。
4. 利用契約者は、SIMカードに登録されている電話番号その他の情報を読み出し、改ざんし、変更または消去しないものとします。

第26条 (端末機器に関する規定の準用)

第4章のうち、第17条（当社端末機器の販売）、第22条（当社端末機器の滅失および破損等）および第23条（端末機器に係る利用契約者の義務等）以外の規定は、SIMカードに準用します。ただし、第19条（当社端末機器の所有権および危険負担）のうち所有権移転に関する部分は除きます。この場合において、「端末機器」とあるのは「SIMカード」と読み替えるものとします。

第6章 利用の中断および利用の停止

第27条 (利用の中断)

1. 当社は、第30条（通信利用の制限）および第31条（通信時間等の制限）の規定により、契約回線による通信を制限するときには、モバイル通信サービスの利用の全部または一部を中断することがあります。
2. 当社は、第3031条（通信利用の制限）および前項の規定によりモバイル通信サービスの利用を中断するときは、予め利用契約者に通知します。ただし、通常の連絡方法を用いても通知できないとき、または緊急のためやむを得ないときはこの限りではありません。また、当該中断により利用契約者に生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。

第28条 (利用の停止)

1. 当社は、利用契約者が次のいずれかに該当するときは、その状況が止むまで、利用契約者の利用に係る契約回線の全部または一部につき、モバイル通信サービスの利

用を停止することがあります。

- (1) 料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社がその支払の事実を確認できないときを含みます）。
 - (2) 第7条（利用契約の申込）第1項、第12条（利用権の譲渡）第1項、第13条（利用契約者の名称等に関する変更の届出）または第14条（地位の承継）第2項の規定において、虚偽の申告を行ったことが判明したとき。
 - (3) 当社と利用契約を締結している他のモバイル通信サービスに係る料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (4) その他、この約款の規定に違反する行為を行ったとき。
 - (5) 1か月あたりの通話料金が550円を超過したとき。
2. 前項第5号に該当する場合、当社は当月末日まで、通話およびモバイル通信サービスの利用を停止します。
 3. 当社は、前各項の規定によりモバイル通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめ利用契約者に通知します。ただし、通常の連絡方法を用いても通知できないとき、または緊急のためやむを得ないときは、この限りではありません。また、当該停止により利用契約者に生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。

第7章 通 信

第29条 （通信区域）

1. モバイル通信サービスの通信区域は、協定事業者の通信区域の通りとします。契約回線による通信は、その契約回線に接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。
2. 前項の場合、利用契約者は当社に対し、当社の責めに帰すべきものを除き、モバイル通信サービスが利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。また、当該サービスの品質、通信速度その他の通信状態について、当社は一切保証しないものとします。

第30条 （通信利用の制限）

1. 当社は、契約回線に係る技術上、保守上、その他当社の事業上やむをえない事由が生じた場合、または協定事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは協定事業者と当社との間で締結される相互接続協定その他の契約の規定に基づいて協定事業者が行う契約回線の利用の制限が生じた場合、契約回線による通信を一時的に制限することがあります。
2. 前項の場合、利用契約者は当社に対し、当社の責めに帰すべきものを除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。また、当社は、当該制限の内容、頻度または継続時間について保証しないものとします。

第31条 （通信時間等の制限）

1. 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域への通信の利用を制限することがあります。
2. 前項の場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置（当社または協定事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限り）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます）をとることがあります。
3. 当社は、1の通信について、その接続時間が継続して一定時間を超えると、無通信時間が一定時間を超えると、その通信を切断することがあります。また、当該切断により利用契約者に生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。
4. 当社は、モバイル通信サービスの円滑な提供のため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われるモバイル通信について速度や通信量を制限することがあります。
5. 当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。この場合において、当社は、当該制限の内容、程度または結果について保証しないものとします。

第32条 （禁止事項）

利用契約者は、モバイル通信サービスを利用するに当たり、以下の行為を行なってはならないものとします。なお、利用契約者が以下の行為を行なわないよう、当社に情報の監視または削除等の義務を課すものではありません。以下に定める行為が行われ、当社がこれらの情報の監視または削除等を行なわなかったことにより利用契約者または第三者に損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。また、当社は、これらの行為の有無について監視、確認または調査を行う義務を負うものではありません。

1. 他人（当社を含みます。以下同様とします）の知的財産権その他の権利を侵害する行為
2. 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
3. 他人を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
4. 詐欺、業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為
5. わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、または掲載する行為
6. 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
7. 他人のWebサイト等、当社サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
8. 他人になりすまして当社サービスを利用する行為
9. コンピュータウィルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為
10. 他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含み

ます)において、その管理者の意向に反する内容または態様で、宣伝その他の書き込みをする行為

11. 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝または勧誘のメールを送信する行為
12. 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
13. 他人の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為
14. 他人が管理するサーバ等に著しく負荷を及ぼす態様で当社サービスを利用し、またはそれらの運営を妨げる行為
15. その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
16. その他、法令もしくは公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害する行為
17. 他人が管理するサーバ等に著しく負荷を及ぼす態様で当社サービスを使用し、またはそれらの運営を妨げる行為
18. 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為
19. その他、当社が不適切と判断する行為
20. 本サービスの利用権を第三者に譲渡、貸与、転売し、または名義貸しする行為
21. 当社が実施する本人確認または契約者確認を回避し、妨げ、またはこれらに関して虚偽の情報を申告する行為
22. 在留資格、滞在先その他当社に届け出た事項について虚偽の申告をし、または当該情報を不正に利用する行為

第8章 料 金

第33条 (料金)

1. モバイル通信サービスに係る料金は、初期費用、月額費用のほか、その他当社が別途定める費用とし、その詳細は本約款または当社が別途定める書面もしくはWebサイト等に定めるとおりとします。なお、各料金には、当社が別途定める場合を除き、消費税相当額が別途加算されるものとします。
2. モバイル通信回線サービスに関する月額費用は、SIM月額基本料金、通話料金、音声オプションサービス料金および超過パケット料金（発生する場合に限り）とし、その詳細は当社が別途定めるとおりとします。また、通話料金、超過パケット料金、国際通話料金、国際ローミング料金その他協定事業者または第三者事業者に起因して発生する料金については、当社所定の方法により別途利用契約者が負担するものとします。
3. 利用契約者は、初回申込み時において、契約事務手数料のほか、SIM月額基本料金2か月分を支払うものとし、このうち1か月分はデポジットとして取り扱います。また、音声オプションサービスを申し込んだ場合には、申込み月および翌月利用分として、当該オプション料金3か月分（うち1か月分はデポジット）を支払うものとします。当社は、当該デポジットを、通話料金、超過パケット料金、各種手数料、SIMカードの再発行費用、端末機器に関する費用、損害賠償金、違約金その他利用契約者が当社に対して負担する一切の債務に、弁済期の到来前後を問わず充当することができるものとします。

4. 前項の音声オプションサービス料金については、申込み月の利用開始日にかかわらず日割計算を行わないものとし、月の途中で申込みを行った場合であっても、1か月分の料金を請求するものとし、また、月の途中で音声オプションサービスを解約した場合であっても、当該月に係る音声オプションサービス料金は日割計算を行わず、返金しないものとし、また、
5. 翌月以降の利用にあたっては、利用契約者は、SIM月額基本料金および音声オプションサービス料金を支払うものとし、また、通話料金、超過パケット料金、各種手数料その他別途発生する料金がある場合には、利用契約者はこれらもあわせて支払うものとし、また、
6. 利用契約者が当社に支払った料金、手数料、デポジットその他一切の金員は、法令により返金が義務付けられる場合または当社が別途認める場合を除き、理由の如何を問わず返金しないものとし、また、
7. 利用契約が月の途中で終了し、解除され、または利用停止となった場合であっても、当該月の月額基本料金、音声オプションサービス料金その他当社が別途定める月額料金については日割計算を行わず、利用契約者はその全額を支払うものとし、また、
8. 当社は、協定事業者の料金改定、法令の制定もしくは改廃、公租公課の増減、為替変動、経済情勢の変動その他合理的な理由がある場合には、料金、手数料またはデポジットの額を変更することがあります。この場合、当社は、その内容および適用開始時期を、当社所定の方法により事前に通知または公表するものとし、また、
9. 利用契約者が当社端末機器、SIMカード、音声オプションサービスその他本サービスに付随する追加サービスを申込んだ場合には、当社が別途定める料金および手数料を支払うものとし、また、
10. 当社は、利用契約者に対する料金の請求、収納、返金の有無、デポジットの充当その他料金に関する事務を、当社が指定する第三者に委託することができるものとし、また、

第 34 条 （日割り計算等）

1. モバイル通信回線サービスに関する月額費用は、利用契約者が月の途中でモバイル通信サービスの利用を開始または終了した場合であっても、原則として日割り計算を行わず、1か月分を課金します。ただし、別途書面に明記する一部特定プランについては、日割り計算を行うものとし、また、
2. 通話定額オプション料については、利用開始月および利用終了月のいずれにおいても、日割り計算を行わないものとし、また、
3. 利用契約の開始日、解約日、解除日または利用停止日が月の途中である場合であっても、当該月に係る月額基本料金、音声オプションサービス料金その他当社が別途定める月額料金については、日割り計算を行わず、その全額を請求するものとし、また、
4. 前項のほか、いかなる理由によりモバイル通信サービスの全部または一部を利用できなかった場合であっても、当社は日割り計算による減額、返金その他の対応を行わないものとし、また、
5. 前各項の規定にかかわらず、当社が別途日割り計算または減額の取扱いを認める場合には、当社が別途定める方法によるものとし、また、

第 35 条 （料金等の支払義務）

1. 利用契約者は、モバイル通信サービスの利用にあたり、当社が別途定める料金等を、当社所定の期日までに前払いで支払うものとします。
2. 利用契約者が前項の料金の支払いを当社所定の期日までに行わない場合、当社はサービスの提供を行わないものとし、当該月の末日をもって利用契約は終了するものとします。
3. 前項の場合において、利用契約者がサービスを利用できなかったことにより生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。
4. 利用契約者は、通話料金、超過パケット料金、その他従量的に発生する料金については、前払いの料金とは別に、当社が別途定める方法により支払うものとします。
5. 当社は、利用契約者が当社に対して負担する料金等の支払債務について、支払期日が到来していない場合であっても、デポジットその他利用契約者から受領した金員をもって充当することができるものとします。
6. 利用契約者が料金等の支払を遅滞した場合には、当社は、モバイル通信サービスの全部または一部の提供を停止し、または利用契約を解除することができるものとします。
7. 利用契約者は、本サービスの利用に関連して第三者事業者に対して発生した料金または費用がある場合には、当該料金または費用についても自己の責任と負担において支払うものとします。

第 36 条 （料金の請求および支払）

1. 利用契約者は、モバイル通信サービスの利用料金について、当社が指定する方法により、利用希望月の前月所定期日までに前払いで支払うものとします。
2. 前項の支払いが確認できた場合に限り、当社は翌月末日までモバイル通信サービスを提供するものとします。
3. 当社は、前払い方式による提供のため、請求書の発行を行わないものとします。
4. 初回申込み時においては、利用契約者は、契約事務手数料のほか、SIM月額基本料金2か月分を支払うものとし、このうち1か月分はデポジットとして取り扱います。また、音声オプションサービスを申し込んだ場合には、当該オプション料金についても2か月分を支払うものとします。
5. 翌月以降の利用にあたっては、利用契約者は、SIM月額基本料金および音声オプションサービス料金のみを支払うものとします。
6. 利用契約者は、前払いによる支払いに際して、当社が指定する決済手段を利用するものとし、当該決済に係る手数料その他の費用については、当社が別途定める場合を除き、利用契約者の負担とします。
7. 当社は、利用契約者からの支払いについて、その全部または一部について支払期日までに入金の確認ができない場合には、当該利用契約者に対するモバイル通信サービスの提供を行わないことができるものとします。
8. 当社は、利用契約者に対する料金の請求、収納、督促その他の料金に関する業務について、第三者に委託することができるものとし、利用契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。
9. 利用契約者が料金等の支払いに関し不正な手段を用いたと当社が判断した場合、当

社は何らの催告を要せず、当該利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。

10. 当社は、利用契約者に対し、電子メール、Webサイト、マイページその他当社が適当と認める方法により料金に関する通知を行うものとし、利用契約者は当該方法による通知をもって適法に到達したものとみなすことに同意するものとします。当社が本条に基づき行う通知は、当社が当該通知を発信した時点で利用契約者に到達したものとみなします。

第 37 条 （割増金）

1. 利用契約者が料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額その他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。以下同様とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税を加算しないこととされている料金にあってはその免れた額の2倍に相当する額）を割増金として当社が別途定める方法によりお支払いいただきます。
2. 利用契約者が前項の行為に関連して当社に損害を与えた場合には、当該割増金とは別に、当社は当該損害の賠償を請求することができるものとします。
3. 利用契約者が不正な手段によりモバイル通信サービスを利用し、または第三者に利用させたと当社が判断した場合には、当社は当該利用契約を直ちに解除することができるものとします。
4. 当社は、利用契約者の不正行為に関して、必要に応じて関係機関への通報その他必要な措置を講ずることができるものとします。

第 38 条 （延滞利息）

1. 利用契約者は、料金について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別途定める方法によりお支払いいただきます。ただし、期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。
2. 前項の規定にかかわらず、利用契約者が支払期日を経過してもなお料金等の支払いを行わない場合には、当社は、当該利用契約者に対するモバイル通信サービスの提供を停止し、または利用契約を解除することができるものとします。
3. 利用契約者は、料金等の支払いが遅延したことにより当社に発生した回収費用、督促費用その他一切の費用について、当社の請求に従い支払うものとします。
4. 当社は、利用契約者の支払遅延に関する情報を、必要に応じて協定事業者その他関係事業者に通知することができるものとし、利用契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第 39 条 （端数処理）

1. 当社は、通信料金の計算において、その計算結果に60銭未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。また、60銭以上の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。日割計算および割引時の端数処理においては、当社が別途定める方法によります。
2. 当社は、料金、手数料その他本サービスに関して生じる一切の金額の計算において、円未満の端数が生じた場合には、当社が別途定める方法により当該端数を処理するもの

とします。

3. 前各項の端数処理の結果により生じた差額について、利用契約者は異議を述べないものとします。

第9章 保 守

第40条 （当社の維持責任）

1. 当社は、契約回線に係る電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。
2. 当社は、前項の維持責任を負う範囲において、モバイル通信サービスの提供に必要な限度で電気通信設備の運用および保守を行うものとしますが、通信の完全性、正確性、確実性または有用性について保証するものではありません。
3. 当社は、協定事業者の設備、第三者の電気通信設備またはインターネット接続環境その他当社の管理が及ばない設備または環境に起因して生じた通信の障害、遅延または不具合については、その責任を負わないものとします。
4. 当社は、電気通信設備の保守、工事、障害対応その他やむを得ない事由によりモバイル通信サービスの提供を一時的に中断することができるものとします。この場合において、当該中断により利用契約者に生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失による場合を除きます。

第41条 （保証の限界）

1. 当社は、モバイル通信サービスの利用に関し、当社の電気通信設備を除き、相互接続点等を介し接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証することはできません。
2. 当社は、モバイル通信サービスについて、その完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる保証も行わないものとします。
3. 当社は、利用契約者の利用環境（端末機器、ソフトウェア、通信環境その他の設備）に起因して生じた通信の障害、遅延または不具合については、一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、モバイル通信サービスの利用により取得した情報、データその他一切の情報の正確性または完全性について保証するものではなく、当該情報の利用により生じた損害について責任を負わないものとします。
5. 当社は、モバイル通信サービスの提供に関連して利用契約者に生じた損害について、当社の故意または重大な過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

第10章 損害賠償等

第42条 （利用不能による損害）

1. 当社は、モバイル通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのモバイル通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る契約回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同様と

します)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、その利用契約者の損害を賠償します。

2. 前項の場合において、当社は、モバイル通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が継続した時間(24時間の倍数である部分に限ります)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金表に定める料金から算出した当該損害に係る合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 前項の場合において、日数に対応する損害額の算定にあたって、第390条(端数処理)の規定を準用します。
4. 本条第1項の場合において、当社の故意または重大な過失によりモバイル通信サービスの提供をしなかったときは、本条第2項および第3項の規定は適用しないものとします。
5. 前各項の規定にかかわらず、天災地変、通信回線の輻輳、協定事業者または第三者の設備に起因する障害その他当社の責めに帰することができない事由によりモバイル通信サービスを利用できなかった場合には、当社は損害賠償の責任を負わないものとします。
6. 当社は、モバイル通信サービスの一部の機能に係る障害、遅延または品質低下については、その機能が著しく制限される場合を除き、損害賠償の責任を負わないものとします。
7. 当社が本条に基づき負う損害賠償責任の範囲は、当該利用契約に係る当社が受領した直近1か月分の月額基本料金の額を上限とします。ただし、当社の故意または重大な過失による場合を除きます

第43条 (利用から派生した損害)

1. 当社は、モバイル通信サービスを利用した場合に生じた情報等の破損、滅失もしくは第三者に対する漏洩による損害、または知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、モバイル通信サービスの提供にあたって、当社の故意または重大な過失により生じた損害を除き、当該サービスが利用契約者に与えた損害について、一切の責任を負わないものとします。
3. 利用契約者が、モバイル通信サービスの利用の際に第三者に損害を与えた場合、利用契約者は自己の責任と費用をもって解決にあたるものとし、当社に損害を与え、または何らの請求もしてはならないものとします。
4. 利用契約者が故意または過失により当社に損害を与えた場合には、当社は当該利用契約者に対し当社が被った損害に相当する額の損害賠償を請求できるものとします。
5. 当社は、モバイル通信サービスの利用に関連して利用契約者に生じた間接損害、特別損害、結果的損害、逸失利益その他これらに類する損害については、予見可能性の有無および当社が予見し得たか否かにかかわらず、一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は、モバイル通信サービスの提供の中断、停止、廃止、変更その他本サービスに関連して利用契約者に生じた損害については、第42条に定める場合を除き、一切

の責任を負わないものとします。

7. 利用契約者は、モバイル通信サービスの利用に関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、当社に一切の迷惑または損害を与えないものとします。
8. 利用契約者が前項の義務に違反し、当社が第三者から請求を受け、または損害を被った場合には、利用契約者は当該損害およびこれに関連して当社が負担した費用（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第 11 章 雑 則

第 44 条 （協定事業者との契約）

1. 利用契約者は、モバイル通信サービスを利用するにあたって利用契約者と協定事業者との間で接続契約が締結され、モバイル通信サービスの利用の終了により接続契約が解約される場合があることを了承します。その場合、当社が当該接続契約の申込および解約を協定事業者に取り次ぐものとします。なお、利用契約者において特段の手続きは不要です。
2. 利用契約者は、協定事業者が定める電気通信サービスに関する契約約款、利用条件その他の規定に従うものとし、当該規定に違反したことにより生じた責任は、利用契約者が負担するものとします。
3. 協定事業者の提供する電気通信サービスの内容、品質、仕様の変更または提供の中断、停止もしくは廃止により、利用契約者に損害が生じた場合であっても、当社の責めに帰すべき場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 協定事業者との間で発生した利用契約者と当該事業者との紛争については、利用契約者が自己の責任と費用において解決するものとし、当社は当該紛争について一切関与せず、また責任を負わないものとします。
5. 当社は、モバイル通信サービスの提供に関し必要な範囲で、利用契約者の情報を協定事業者に提供することができるものとし、利用契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第 45 条 （秘密保持）

1. 当社は、申込書等によって入手した利用契約者の一切の情報について、モバイル通信サービスの提供（料金等の請求および回収を含みます）以外の目的で自ら利用することはなく、また第三者に開示、遺漏等しないものとします。
2. 当社は、モバイル通信サービスの提供にあたって知り得た利用契約者の利用状況等に関する一切の情報を、モバイル通信サービスの提供の目的以外で自ら利用することはなく、また第三者に遺漏しないものとします。
3. 前2項の規定にかかわらず、以下の場合、当社は、前2項に定める情報をその協定事業者に対し開示することができるものとします。
 - (1) 協定事業者がその業務に必要な範囲で、利用契約者が利用する契約回線の通信履歴に関する情報を開示するよう当社に請求してきた場合。
 - (2) 当社が、モバイル通信サービスの提供に伴い、業務の一部を協定事業者に委託す

る場合。但し、この場合は委託する協定事業者に秘密保持義務を課すものとします。

4. 前各項の規定にかかわらず、当社は、法令に基づく場合、裁判所その他の公的機関からの要請があった場合、または携帯電話不正利用防止法その他関係法令に基づき必要と認められる場合には、利用契約者の情報を開示することができるものとします。
5. 当社は、モバイル通信サービスの提供に必要な範囲で、業務委託先、決済事業者、配送事業者その他の第三者に対し、利用契約者の情報を提供することができるものとします、利用契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。
6. 利用契約者は、本サービスの利用にあたり当社から提供された情報（技術情報、営業情報その他一切の非公開情報を含みます）を第三者に開示または漏洩してはならないものとします。
7. 前項の規定は、利用契約の終了後も有効に存続するものとします。

第 46 条 （個人情報の取り扱い）

1. 当社は、当社の事業・サービスを実施する上で、必要となる個人情報を収集いたしますが、これらの個人情報は、次の利用目的のために利用いたします。また、当社は、業務を円滑に進めるため、業務の一部を委託し、業務委託先に対して、必要な範囲で個人情報を提供することがありますが、この場合、当社はこれらの業務委託先との間で取扱いに関する契約の締結をはじめ、適切な監督を行います。

◆当社の提供するサービス等に関して、利用・取引・問い合わせ・連絡等を頂く場合
＜個人情報の種類＞

取引先の担当者・関係者の住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス等の連絡先
＜利用目的＞

- ・当社の事業・サービスを提供・実施するため
 - ・取引をさせて頂くにあたって必要な業務連絡をするため
 - ・当社または当社提携先の商品のご案内その他、取引先の担当者、関係者に有益と思われる情報の提供のため
2. モバイル通信回線サービスの利用契約者は、利用契約者自身について当社が保有する個人情報の開示、利用停止の請求、および開示された情報が誤っている場合に訂正または削除を要求することができます。
 3. 前項に定める手続きおよび利用契約者による個人情報の取扱いに関する問い合わせの窓口は、弊社所定のモバイル通信サービスガイドブックに従うものとします。
 4. 当社は、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守するものとします。
 5. 当社は、モバイル通信サービスの提供にあたり、利用契約者に係る本人確認情報、契約情報、通信履歴その他の個人情報について、携帯電話不正利用防止法その他関係法令に基づき、取得し、利用し、または保存することがあります。
 6. 当社は、モバイル通信サービスの提供、料金の請求・回収、不正利用の防止その他業務に必要な範囲で、利用契約者の個人情報を協定事業者、業務委託先、決済事業者その他の第三者に提供することができるものとし、利用契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。

7. 当社は、外国に所在する事業者に対して個人情報を提供する場合には、個人情報の保護に関する法律および関係法令に従い、必要な措置を講ずるものとします。
8. 当社は、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとします。
9. 利用契約者は、本サービスの利用にあたり、第三者の個人情報を取り扱う場合には、法令を遵守し、適切に取り扱うものとします。

第 47 条 （他の電気通信事業者への情報の通知）

1. モバイル通信回線サービスの利用契約者は、料金その他の債務の支払いをしない場合には、当社が、当社以外の電気通信事業者からの請求にもとづき、利用契約者の情報（利用契約者を特定するために必要なものおよび支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限り）を当該事業者に通知することにあらかじめ同意するものとします。
2. 当社は、利用契約者が本サービスの利用に関連して不正使用、なりすましその他不適切な行為を行ったと合理的に判断した場合には、当該行為の防止、被害の拡大防止および再発防止のため、協定事業者その他の電気通信事業者に対し、当該利用契約者に関する情報を通知することができるものとし、利用契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。
3. 当社は、携帯電話不正利用防止法その他関係法令に基づき、本人確認情報その他必要な情報を関係事業者または関係機関に提供することができるものとし、利用契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は、利用契約者の料金等の支払状況、不正利用の有無その他当社が必要と認める事項について、信用情報機関またはこれに準ずる機関に提供することができるものとし、利用契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。
5. 前各項の情報の提供は、モバイル通信サービスの適正な提供、料金回収の確保および不正利用の防止を目的とする範囲内で行われるものとします。

第 48 条 （分離性）

1. 約款の一部が無効で強制力を持たないと判明した場合でも、約款の残りの部分の有効性はその影響を受けず、引き続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。
2. 前項にかかわらず、無効または執行不能とされた条項については、その趣旨に最も近い有効な条項に置き換えて解釈するものとします。
3. 約款の一部が特定の利用契約者または特定の状況において無効または執行不能とされた場合であっても、他の利用契約者または他の状況における有効性には影響を及ぼさないものとします。

第 49 条 （管轄裁判所）

当社によるモバイル通信サービスの提供およびそれに係る利用契約者の権利義務に関して疑義または紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

別紙 1 モバイル通信回線サービス（音声サービス付）

本サービスの利用契約者は、本約款に加え本別紙の定めに従うものとします。

別紙第1条（利用契約の申込）

1. 利用契約者は、携帯電話不正利用防止法その他関係法令に基づき、当社所定の方法により契約者確認を行うものとします。
2. 当社は、在留資格、連絡先その他必要な情報の提出を求めることができ、利用契約者はこれに応じるものとします。
3. 当社は、前各項の確認が完了しない場合、申込を承諾しないことがあります。

別紙第2条（利用権の譲渡）

利用契約者は、当社の承諾なく利用権を第三者に譲渡、貸与、転売または再提供してはならないものとします。

別紙第3条（地位の承継）

利用契約者の地位の承継は当社の承諾を要し、当社は必要に応じて契約者確認を求めることができるものとします。

別紙第4条（利用契約期間中の契約者確認）

1. 当社は、利用契約期間中であっても、契約者確認を求めることができるものとします。
2. 利用契約者は、本人確認書類、在留資格、連絡先その他当社が求める情報を提出または提示するものとします。
3. 当社は、不正利用または利用条件違反の疑いがあると合理的に判断した場合、利用制限、停止または解除を行うことができるものとします。

別紙第5条（音声オプションサービス）

1. 利用契約者は音声オプションサービスを利用できます。
2. 当社は、契約者の状況その他当社が定める条件により申込を承諾しないことがあります。
3. 内容および料金は当社が別途定めるものとします。

別紙第6条（契約期間）

1. 契約期間は1か月単位とし、前払が確認された場合に限り更新されます。
2. 当社は、契約者の状況その他当社が必要と認める場合には、契約の更新を制限し、または終了させることができます。

別紙第7条（解約）

1. 利用契約者は当社所定の方法により解約することができます。
2. 利用料金が支払われない場合は月末をもって契約は終了します。
3. 当社は、利用契約者の状況に応じ、契約を終了させることができます。
4. 既に支払われた料金は返金しないものとします（法令に基づく場合を除く）。

別紙第8条（利用の停止）

当社は、契約者確認未対応、未払その他本約款または本別紙に違反があるときは、サービスの全部または一部を停止することができます。

別紙第9条（利用の一時中断）

1. 当社は、利用契約者の申出によりサービスの一時中断を行うことがあります。
2. 中断中も月額料金は発生します。
3. 当社は必要に応じ契約を終了させることができます。

別紙第10条（通話料）

1. 通話料は当社所定の方法により算定します。
2. 無料通話の適用範囲および条件は当社が別途定めるものとします。
3. 当社は、通常と異なる利用態様が認められる場合、通話料の取扱いを変更することがあります。

別紙第11条（料金）

1. 料金は月額基本料金および通話料等とします。
2. 支払条件は本約款および当社が別途定める方法によります。
3. 当社は受領金（デポジットを含む）を利用契約者の債務に充当できます。

別紙第12条（日割り計算）

1. 月額料金は原則として日割りしません。
2. 例外は当社が認めた場合に限りします。

別紙第13条（料金の支払）

1. 利用契約者は料金を前払いで支払うものとします。
2. 当社は必要に応じ追加の保証金または支払条件の変更を求めることができます。

別紙第14条（情報提供）

当社は、法令、不正利用防止またはサービス提供に必要な範囲で、利用契約者の情報を関係事業者に提供することがあります。

別紙第15条（禁止事項）

利用契約者は、本約款に定める禁止事項に加え、不正利用、名義貸しその他当社が不適切と判断する行為を行ってはなりません。

別紙第16条（国際通信）

1. 当社は、国際通信の提供に必要な範囲で情報を提供することがあります。
2. 外国の法令または通信環境に起因する損害について、当社は責任を負いません。

別紙2 モバイル通信回線サービス（SMSサービス付）

利用契約者が、モバイル通信回線サービス（SMSサービス付）の利用契約の申込を行い、これを利用するときは、約款の内容に追加して、本別紙2に規定する内容に従うこととします。

本サービスの利用契約者は、本約款に加え本別紙の定めに従うものとします。

別紙第1条（利用）

利用契約者は、契約者確認その他本約款に定める条件に従い、本サービスを利用するものとします。

別紙第2条（料金）

1. 本サービスに関する料金は月額基本料金およびSMS利用料金とし、詳細は当社が別途定めるものとします。
2. 支払方法および支払条件は本約款および当社が別途定める方法によるものとします。

別紙第3条（日割り計算）

月額料金は原則として日割りしないものとします。

別紙第4条（料金の支払）

利用契約者は料金を前払いで支払うものとします。